

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の 一部を改正する法律案の概要

原子力の研究開発や放射線利用に伴って発生する低レベル放射性廃棄物の処分を確実に実施するため、(独)日本原子力研究開発機構にこれらの廃棄物の埋設処分業務を行わせる等の措置を講ずる。

背景

- 原子力は、発電以外にも、**研究開発、医療、産業等の幅広い分野**で利用
- これらの研究機関や医療機関等から発生する放射性廃棄物の処分場は存在せず、各事業者において廃棄物が累積

- ・約2,400事業所から廃棄物が発生(主要発生者は(独)日本原子力研究開発機構)
- ・昭和20年代から発生、累積している廃棄物量は約55万本(200ドラム缶換算)

(平成19年12月末現在)

⇒近い将来、廃棄物が施設の保管能力を超え、**研究開発や放射線医療等に支障のおそれ**

⇒**老朽化施設の解体が困難**

➡ 早急な処分体制の整備が必要

概要

(1) 処分実施主体の明確化

原子力機構が、自ら及び他者の廃棄物を合わせて処分することを原子力機構の本来業務に位置付け

(2) 処分業務の確実性・合理性の担保

原子力機構は、国の定める基本方針に即して、埋設処分業務の実施計画を作成し、国が認可

(3) 処分業務の独立性、透明性の確保

埋設処分業務勘定の新設、当該勘定の資金の翌事業年度への繰越し等により、処分費用を原子力機構の他の研究開発費と分けて管理

施行期日

公布の日から3ヶ月以内の政令で定める日